

1-5. 感染動物取扱い指針

平成 23(2011).1.31

1. はじめに

感染動物を取扱う動物実験は、「動物接種実験」あるいは「感染動物実験」として扱われ、その基本的事項は、「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 16 年 2 月 19 日施行)」あるいは「感染動物実験における安全対策(国立大学動物実験施設協議会 2001 年 5 月 25 日改訂)」に示されている。感染動物を用いた実験を行おうとする動物実験責任者、動物実験実施者及び実施分担者は、上記法律あるいは安全対策に従い実験の安全確保のための手続きを行った上で^{注 1)}、藤田保健衛生大学動物実験規程(平成 19(2007).4.1 施行、平成 21(2009)4.1 改訂施行)を遵守しなければならない。

2. 感染動物の概念

組換え微生物あるいは病原体を接種した動物をいう。

3. 感染動物の基本的取り扱い

- 1) 感染動物が外部へ逃亡した場合は自然環境及び人又は他の実験動物等に影響を与える可能性があるため、感染動物がケージ外や飼育室外へ逃亡できないように管理する。
- 2) 感染動物から病原体が実験者等のヒトや他の実験動物に感染しないよう、実験中のみならず屍体や排泄物等の処理を慎重に行う。

4. 感染動物の飼育管理の方法(「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」あるいは「感染動物実験における安全対策」より抜粋)

感染動物の飼育管理は、次に掲げる事項に配慮して適切に行うものとする。安全度(人に対する危険性から分類されたもの)は、試験管内実験における P1-4 にほぼ相当する。実験動物間での伝播に特に注意を要する環境での実験(病原体による同居感染の可能性があるため、他の正常動物との隔離を特に必要とする場合)は 1 ランク上げるものとする。

^{注1)} 本センター感染動物室で飼育可能なレベルは、安全度 1 と 2 である。

安全度 3 の動物実験は、藤田学園感染症発生予防規程を順守し決められた場所で行うものとする。

[安全度 1](P1A)

:人に対してほとんど病原性を示さず、人の実験室感染及び実験動物間での同居感染の可能性がほとんどないもの。

1) 標準操作手順

- (1) 感染実験区域内への飲食物の持込みまたは喫煙を禁止する。
- (2) 動物飼育室内に手洗い装置を設け、作業後は手指の洗浄消毒を行う。
- (3) 作業時には、マスク、帽子及びゴムまたはプラスチック製手袋を着用する。
- (4) 床敷交換などの作業時のエアロゾル発生を極力防ぐ。
- (5) 使用済みケージ等汚染器材は消毒または滅菌したのち洗浄する。
- (6) 汚染床敷や動物由来排泄物は消毒または滅菌したのち廃棄する。
- (7) 動物屍体は焼却する。
- (8) 動物飼育室内では専用の作業衣、長靴などを着用する。
- (9) 動物実験関係者以外の立ち入りを制限する。

2) 安全設備

- (1) 動物の飼育は脱出防止装置の付いたケージ内で行う。

3) 動物飼育室の構造

- (1) 感染実験区は他の区域と区別し、昆虫及びげっ歯類の侵入を防止する。
- (2) 床、壁には耐水性でかつ消毒薬耐性の素材を用いる。
- (3) その他は非感染動物飼育室の構造に準じる。

[安全度 2] (P2A)

:以下の条件のいずれかに該当するもの。

- ・ 通常の病原微生物学的設備および操作手順で人への実験室感染を防ぐことが可能であるもの。
- ・ 実験動物に感染し、病原性を示し動物実験成績への影響の可能性があるもの。

1) 標準操作手順

安全度 1 の手順に以下を加える。

- (1) 使用済みのケージなど汚染器材や動物屍体は高圧蒸気滅菌を行ったのち洗浄または焼却する。

2) 安全設備

- (1) 単純飼育時 : マウス、ラットの飼育は感染動物用アイソレータ内で行う。
- (2) 飼育管理作業時及び接種・解剖作業時 : 高濃度のエアロゾルを発生する作業は、感染動物用安全キャビネット内で行う。
- (3) その他 : 感染実験区域内に高圧蒸気滅菌装置を設置する。

3) 飼育室の構造

安全度 1 に準じる。